

森町森林整備計画変更計画書

自 平成 22 年 4 月 1 日
計画期間
至 平成 32 年 3 月 31 日
(平成 26 年 4 月 1 日変更)

北 海 道
森 町

【目 次】

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
 - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 2 樹種別の立木の標準伐期齢
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他間伐及び保育の基準
- 4 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - (1) 区域の設定
 - (2) 森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 路網の整備に関する事項
 - (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
 - (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策
- 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進方向
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等
 - (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法
 - (2) その他
- 2 鳥獣による森林被害対策の方法
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 - (2) その他

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項
- 5 その他必要な事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

- ① 本町は、渡島半島北東部に位置し、南部には秀峰駒ケ岳がそびえ、その一帯は大沼国定公園区域となっております。気候は、年平均気温 7℃～8℃で積雪も少なく、北海道でも温暖な地と言えます。
- ② 本町の総面積は、36,827ha で森林面積 28,006ha と総面積の 76% を占める森林に恵まれた地域です。その内訳は、国有林 11,393ha、一般民有林 16,613ha、となっております。
- ③ カラマツ及びトドマツを主体とした一般民有林人工林の面積は、5,938ha であり、人工林率 36% となっております。8 齢級以上の林分が多く、偏った齢級構成の平準化を図る取組みを進めることが課題となっています。
- ④ 伐期を迎えている林分も多くなっていることから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図ると共に、環境にやさしい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。
- ⑤ 駒ケ岳山麓地区は、土砂の流出や崩壊など災害の恐れがあると共に、下流域に人家や農地があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められています。
- ⑥ 栗ヶ丘・鳥崎地区は、溪谷等の自然景観に優れ、特に駒ケ岳ダム周辺はダム湖と森林とを有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待されています。また、市街地周辺の多くの公園など広葉樹及び主要樹種の保護育成を図ることとします。
- ⑦ 駒ケ岳・赤井川地区においては、本町の特産品の一つである木炭生産が盛んであり、品質の高い「駒ケ岳木炭」の生産を継続させるためにも原木の安定供給が急がれます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域を目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「生活環境保全林」、及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「保健・文化機能等維持林」においては、貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を区域の中で重ねて設定します。

また、土壌保全機能と水源涵養機能の維持増進を併せて図るための森林施業を推進すべき森林について、「準山地災害防止林」の区域を設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農

山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
土壌保全機能 /水源涵養機能	準山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林及び水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	土壌の保持や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
文化機能			と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能				
	生物多様性ゾーン	保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

- ① 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ③ 地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。
- ④ 本町における成熟しつつあるカラマツ人工資源を活用するため、作業路網を整備するとともに間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を推進することとします。
- ⑤ 市街地周辺の多くの公園などにおいては、町民が森林とのふれあいの場を活用するため、広葉樹及び主要樹種の保護育成を図ることとします。
- ⑥ 駒ヶ岳山麓においては、火山災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった林齢の林分からなる森林の整備と、治山施設の整備を進めることとします。
- ⑦ 本町における山林分譲地等で不在地主が集中する山林が多いため、森林の荒廃を防ぐためにも間伐等を計画的に推進するための対策を講ずることが急がれています。
- ⑧ 駒ヶ岳・赤井川・桂川・砂原地区においては、木炭の原木の計画的な供給を推進するため、ナラ類を中心とする森林施業を推進することとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、及び国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、「森町集約化推進区域」との整合性を図りながら進めることとします。

また、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は、次のとおり行うこととします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によるものとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐に当たっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

森町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

樹 種		標準伐期齡
人 工 林	スギ	５０
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	３０
	トドマツ	４０
	エゾマツ（アカエゾマツを含む）	６０
	その他針葉樹	４０
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	３０
	その他広葉樹	４０
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０
	〃　　　　　　　　広葉樹	８０
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	２５

※ 標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められているものであり森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためものではありません。

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

また、多様な木材需要に対応できるよう、長伐期施業を検討することとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

(ア) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

(イ) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

- a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地帯
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
- c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制度等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(ウ) 伐採作業に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながる恐れが高いことから、伐採に当っては、必要に応じ保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。

(エ) 伐採等の実施に当たっては、降雨による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (オ) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (カ) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既存の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等の勘案し、造林樹種を選定することとします。

本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ(ゲイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、アカマツクロマツ、サクラ類、ヒバ類、イタヤカエデ、ニレ、アオダモ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、ブナ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ等、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な樹種を選定することと努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林、準山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。
- b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。
- c 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。
- d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ (グヤル) 含む	トドマツ	ス ギ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	3,000	2,500	4,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,500	2,000	3,000
疎仕立て	1,500	1,500	2,000	1,500	2,500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な本数を判断して行うように努めるものとする。

【植栽時期】

◎春植え	
スギ	・・・ 4月初旬 ～ 6月上旬
トドマツ、カラマツ類、その他針葉樹、広葉樹	・・・ 4月初旬 ～ 5月下旬
◎秋植え	
スギ、トドマツ、その他針葉樹	・・・ 9月上旬 ～ 11月上旬
カラマツ類、広葉樹	・・・ 9月下旬 ～ 11月中旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

森町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



森町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、「トドマツはおおむね600本/ha以上」植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の切り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は、2(3)に示す事項によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ナラ類、ヤナギ等
天然下種更新の対象樹種	カンバ類、ドロノキ、ハンノキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齢林^(注3)にあつては成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によることとします。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$
--

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

町では、特に将来への確実な資源環境を図る必要がある木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けられている森林のうちの人工林について指定することとします。

特に、スギ、トドマツなどの人工林資源の保続を図るため、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林並びに木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けられている森林のうちの人工林について指定します。

【森林の区域（林小班）】 木材等生産森林のうち人工林

1 林班 1～2 小班、4 林班 2～28, 38～40 小班、5 林班 3～71 小班、6 林班 3～13 小班 15～74 小班、7 林班 1～26 小班 28～59 小班、8 林班 18～20 小班、9 林班 1, 29, 30 小班、10 林班 61 小班、12 林班 6～21 小班、14 林班 1～36 小班、16 林班 8～31 小班、17 林班 1～50 小班、18 林班 2～136 小班、19 林班 4～160 小班、20 林班 1 小班 21 林班 1～92 小班、22 林班 2～8 小班、23 林班 9～35 小班、24 林班 5, 38, 59, 60 小班、25 林班 6～87 小班、40 林班 2～207 小班、41 林班 13～126 小班、42 林班 3～130 小班、43 林班 7～246 小班、44 林班 19～33 小班、45 林班 1～42 小班、46 林班 13～43 小班、47 林班 6～60 小班、48 林班 1～208 小班、49 林班 2～84 小班、51 林班 1～123 小班、52 林班 2～48 小班、53 林班 2～18 小班 20～27 小班 29・30 小班 32・33 小班 35～87 小班、55 林班 6, 7, 8 小班、62 林班 3～285, 306～318 小班、63 林班 6 小班～145 小班、65 林班 9 小班、66 林班 27～38 小班 40～44 小班、71 林班 10 小班、72 林班 2～148 小班、73 林班 51, 53 小班、76 林班 10～37 小班 39～52 小班、77 林班 3 小班、78 林班 1, 18 小班、79 林班 9～51, 54 小班、80 林班 9～75 小班、81 林班 43, 44 小班、82 林班 13, 37, 44, 52 小班、83 林班 1, 9, 11 小班、84 林班 3～79 小班、85 林班 5, 30, 46, 63, 81, 88 小班、86 林班 7～45 小班、88 林班 3～22 小班、89 林班 6～38 小班、90 林班 1, 3, 4, 6 小班、94 林班 18, 19, 20 小班、95 林班 5, 10 小班、98 林班 1～20 小班、99 林班 13～90 小班、100 林班 3～71 小班、108 林班 4～23 小班、111 林班 1～32 小班、112 林班 16, 19, 21, 34, 116, 137, 146, 147 小班、113 林班 10～46 小班、115 林班 9, 104, 105, 123, 126 小班、116 林班 3, 7, 8, 11 小班、117 林班 6, 7, 21, 27, 28, 46 小班、118 林班 29 小班 32～73 小班、119 林班 7～28 小班、128 林班 16 小班、133 林班 2 小班、138 林班 64～164 小班、1001 林班 4～42 小班、1002 林班 3～35 小班、1003 林班 2～62 小班、1004 林班 3～28 小班、1005 林班 5～61 小班、1006 林班 3～40 小班、1007 林班 5～85 小班、1008 林班 1～180 小班、1009 林班 3～33 小班

注) 上記の森林は、主伐を行う場合は「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省による基準が適用されます。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新にかかる対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

5 その他必要な事項

- ① 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- ② 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて伐採跡地等への植林を推進します

第3 間伐を実施すべき基準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (ア) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (イ) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹 種	施 業 体 系	間伐の時期（年）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て方法 密仕立て 仕立て目標 700 本/ha	22	30	42	55	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 11 年
カラマツ (ゲイツとの交配種を含む)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 450 本/ha	26	36	48	—	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 10 年 標準伐期齢以上 11 年
トドマツ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 仕立て目標 450 本/ha	20	28	36	—	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 8 年

注)「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「東北・北陸地方スギ林分密度管理図」のⅡ等地、「スギ人工林施業の手引き（道有林管理室）」などを参考とした。

注) 植栽本数、主伐時期の生産目標及び仕経て立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること

2 保育の作業種別の標準的な方法

ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を防げるものを適時適切に除去することとします。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘定し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【表】

樹 種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ス ギ	春	①	②	②	①	①				△	
	秋		②	②	②	①	①				△
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	②	①	①	①	①		

樹 種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ス ギ	春			△	◎						
	秋				△	◎					
カラマツ	春					◎	△				
	秋						◎	△			
トドマツ	春				△	◎					
	秋					△	◎				

①：下刈1回刈 ②：下刈2回刈 △：除伐・つる切り ◎：枝打ち

注) カラマツにはグイマツ等含む。 トドマツにはエゾマツ、アカエゾマツ含む。

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

- (1) 要間伐森林及び計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知します。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。

- (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止、土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能維持等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりに定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

人工林の標準的な施業体系は次のとおりとする。

樹 種	生 産 目 標	仕立て方法	主 伐 時 期
カラマツ (ゲイマツとの交配種含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年(450本/ha)
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年(450本/ha)
ス ギ	一般材生産・35cm	密仕立て	70年(700本/ha)

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して(1)のとおり生物多様性ゾーン、(2)のとおり水資源保全ゾーンを設定するほか、(3)のとおり市町村独自ゾーンを設定します。

(1) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(2) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

森町水資源保全地域設定の中で、水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林のうち、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、森町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全区域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林における森林施業を基本とし、伐採面積の規模の縮小を行うべき森林及び択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

(3) 土壌保全機能及び水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（準山地災害防止林）

ア 区域の設定

土砂流出防備保安林のうち、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、土壌保全機能の維持増進及び水源涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林整備を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区 分	作業システム	単位 路網密度:m/ha	
		路 網 密 度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～)	架線系作業・車両系システム	15 以上	15 以上

注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻立て
急傾斜 (30° ～)	チェーンソー	スイングヤード【全幹集材】 林内作業車【単幹集材】	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ ハーベスタ・プロセッサ
中傾斜 (15° ～30°)	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】 グラップルローダ【短幹集材】	チェーンソー ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ ハーベスタ・プロセッサ

緩傾斜 (0° ～15°)	チェンソー・ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】 グラップルローダ【短幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ ハーベスタ・プロセッサ
--------------------	-------------	-------------------------------	-------------	-------------------------

※【 】は集材方法

イ 路網整備等推進区域の設定
該当なし

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

単位 延長:km、面積 面:ha

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路 線 名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前年 5 力年の 計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		森 町	駒ヶ岳	ー1				
〃	〃		〃	清滝第2	ー1				
〃	〃		〃	栗ヶ丘	ー1				
	小計				ー3				
拡張	自動車道（改良）			蛭谷	ー2				局部改良
〃	〃			清滝支	ー1				法面保全
〃	〃			本茅部	ー1				法面保全
〃	〃			桂川	ー2				法面保全
〃	〃			〃	ー1				局部改良
〃	〃			石倉	ー1				局部改良
〃	〃			三岱	ー2				法面保全
	小計				ー10				

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の小規模森林所有者が全体の88%と大半を占める。また一般民有林面積は、8齢級以上のトドマツ・カラマツ・スギの人工林が88%を占めることから、間伐や主伐の対象となり、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内(5ヵ年間)において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の一般民有林の多くは小規模森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。長期、短期の施業委託や路網整備により、地域の森林整備を森林組合等、林業事業者が中心となって計画的に進めていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保や森林施業の確実な実施の確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- (1) 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並の労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

ア 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、当町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

本町の人工林は9～11齢級が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後、主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあります。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著です。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題です。

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むほか高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進することとします。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、フェラバンチャー
造 材		チェーンソー、	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		林内作業車、小型集材機 グラップル	林内作業車、フォワーダ スイングヤーダ
造林保育等	地拵	刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー
	下刈	刈払機	刈払機
	枝打	人力枝打鋸	リモコン自動枝打機

3 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営基盤の強化を促進し、高性能林業機械導入による更なる施業の合理化を目指します。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

本町における生産素材の流通加工については、現在カラムツ・スギを主体とする製材加工工場が3工場稼働している。一方管内の人工資源の現況が今後、主伐・間伐対象となる林分の割合が多いことから必然的に素材の流通量の増加が予測され、地域材の商品化、需要開発を検討し、有効利用を目指します。

施設の種類	現 状			将 来		
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号
製材工場	駒ヶ岳	3,000	①	駒ヶ岳	3,000	①
製材工場	姫川	9,000	②	姫川	12,000	②
製材工場	常盤町	500	③	常盤町	500	③
椎茸工場	霞台	13,180	④	霞台	14,000	④
椎茸工場	東森	11,200	⑤	東森	13,000	⑤
木炭工場	駒ヶ岳	892,100	⑥	駒ヶ岳	900,000	⑥

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

（1）森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

（2）その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

ア エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きの設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずることとします。

また、生息密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については、適切な防除を早期に行うよう努めるとともに、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討することとします。（関連計画：エゾシカ保護管理計画）

イ エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

ウ 町、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然林に誘導するなど、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。効率的、合理的な森林の保護及び管理を推進します。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森町における火入れ地拵えについては、下記のとおりとします。

(1) 火入れ申請

「森町山野等火入れに関する条例」により必ず許可を得てから火入れを実施することとしています。

(2) 申請・許可の要件

- ①火入れ開始より3日前までに申請する。
- ②許可対象期間は1件につき7日以内とする。
- ③許可対象面積は1箇所につき3haを超えないものとする。
- ④火入れ従事者の配置を適正にする。
- ⑤防火設備が準備されているものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林所在	伐採を促進すべき理由	備 考
	該 当	な し

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進する指導等を行うことがあります。

(2) その他

(ア) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

(イ) 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在							備考
地 区	林小班	合計	人工林	天然林	未立木地	その他	
尾白内 砂 原	124-13, -18 1027-3	308. 51			308. 51		国定公園特別保護 地区等

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高	備 考
カラマツ	1 8 m	
トドマツ	2 5 m	
その他	2 2 m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の確保に留意するものとします

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、森町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の特産品の一つである「駒ヶ岳木炭」の振興のため、安定した原木供給に努めるものとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

望洋の森及び西円山の麓にある町有林については、森林のふれあいの場として整備され、特定広葉樹の植栽とともに隣接地に遊歩道、駐車場の整備がされています。

また、西円山森林公園は将来、キノコ、栗の林産物の恵みと憩いの場として間伐材を利用した東屋の設置や駐車場、修景林の整備を推進することとします。

駒ヶ岳ダム周辺の森林については「みどりとロックの広場」の周囲を彩る天然林広葉樹の景観を維持向上を図るため、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設整備がされています。

また、本町は、桜の名所としても知られ、「青葉ヶ丘公園」、「オニウシ公園」の維持管理は不可欠であるとともに、町民の憩いの場にもなっている。このため、下刈り、不良木の除去、遊歩道の整備を行うこととする。

この場合、整備・間伐材を利用した憩いの場としての東屋等の設置についても積極的に推進することとします。

施設の種類	現 状		将 来	
	位置	規模	位置	規模
望洋の森	砂原 2 丁目	42ha 遊歩道 2km	砂原 2 丁目	42ha 遊歩道 2km 管理棟 1 棟
西円山森林公園	砂原 2 丁目	1 5 ha	砂原 2 丁目	15ha 遊歩道 2km 駐車場 東屋
みどりロックの広場	字霞台	9, 3 2 8 m ²	字霞台	計画なし
青葉ヶ丘公園	字清澄	7 8, 0 0 0 m ²	字清澄	計画なし
オニウシ公園	字上台	1 7 0, 0 0 0 m ²	字上台	計画なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本町の基幹産業である水産業振興を図るため、お魚を増やす植樹運動を漁業協同組合、商工会等の団体により継続的に実施するよう取り組みます。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町の鳥崎川及び精進川は森町の水源として重要な役割を果たしています。この河川周辺の森林整備を行い公益的機能の高度発揮に向け積極的な森林整備を推進することとします。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

道立少年自然の家（ネイパル森）を中心に森林に関する学習機会の確保を図り、野外観察会や森林学習会、木工教室の開催等ボランティア団体等の活用を図り木とのふれあいの場を提供するとともに間伐材の有効利用を図ることとします。

また、駒ヶ岳山麓に「げんきの森」を設定し、幼稚園児から小学生低学年への植栽体験等を実施し、森林への関心・興味を広げる場を提供します。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりとします。

(ア)主伐の方法

- a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、次の3区分とする。
 - (a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)
 - (b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)
 - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ)伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められる。
 - (a) 水源かん養保安林 (ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下の適切な面積とする。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。
- c 風害防備、霧害防備保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり、帯状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算し、この率が10分の3を超えるときは、10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とする。

(ウ)特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

(エ)間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に行われなければならない。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行う。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の 10% 以内とする。
第 2 種 特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができるものとする。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の 30% 以内とし、薪炭林においては 60% 以内とする。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにする。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ①一伐区の面積は、2 ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度 3 より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 ②伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第 3 種 特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条及び砂防法施行条例第 3 条の制限の範囲内で行うものとする。

立木の伐採に当っては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が 1 ヘクタール未満となるよう留意するものとする。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の制限の範囲内で行うものとする。立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりとする。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。
- b その他の森林にあつては、伐採種を定めないものとする。
- c 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。
- d 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とする。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととする。
なお、その他の制限林における、法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の 30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができる。 ①伐採面積が 1ha未満のもの ②森林施業計画で皆伐として計画されたもの

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

本町の人工林は 8 齢級以上の林分が多く占めているが、間伐等の実施は十分ではないことから公共補助事業や、森林整備加速化・林業再生事業等を活用し、未整備地区の森林においては施業方法の十分な検討と集団的事業の実施に努め、間伐等を推進することとします。

また、上水道水源である鳥崎川流域の栗ヶ丘・霞台・桂川地区は、水源涵養の機能を特に発揮させる必要があることから、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図るものとし

(5) 森林施業共同化重点実施地区

該当なし